

# 公的保険外のサービス産業 の活性化に向けて

平成26年3月28日  
経済産業省

# 公的保険外サービス・製品の成長のための取組

○日本再興戦略に基づき、「次世代ヘルスケア産業協議会※」を昨年末に設置。（※座長：永井良三 自治医科大学学長）

○国民の健康増進、医療費の削減、新産業の創出の一石三鳥の実現に貢献する、セルフメディケーションを推進する、「公的保険外サービス・製品」の成長のための課題を官民で検討。6月に中間とりまとめを行う。

（協議会に設置した3WGと検討課題）

## ○事業環境WG

（座長：武久洋三日本慢性期医療協会会長）

新たなサービス・製品の創出のための  
事業環境の整備（グレーゾーン解消等）

## ○健康投資WG

（座長：森晃爾産業医科大学教授）

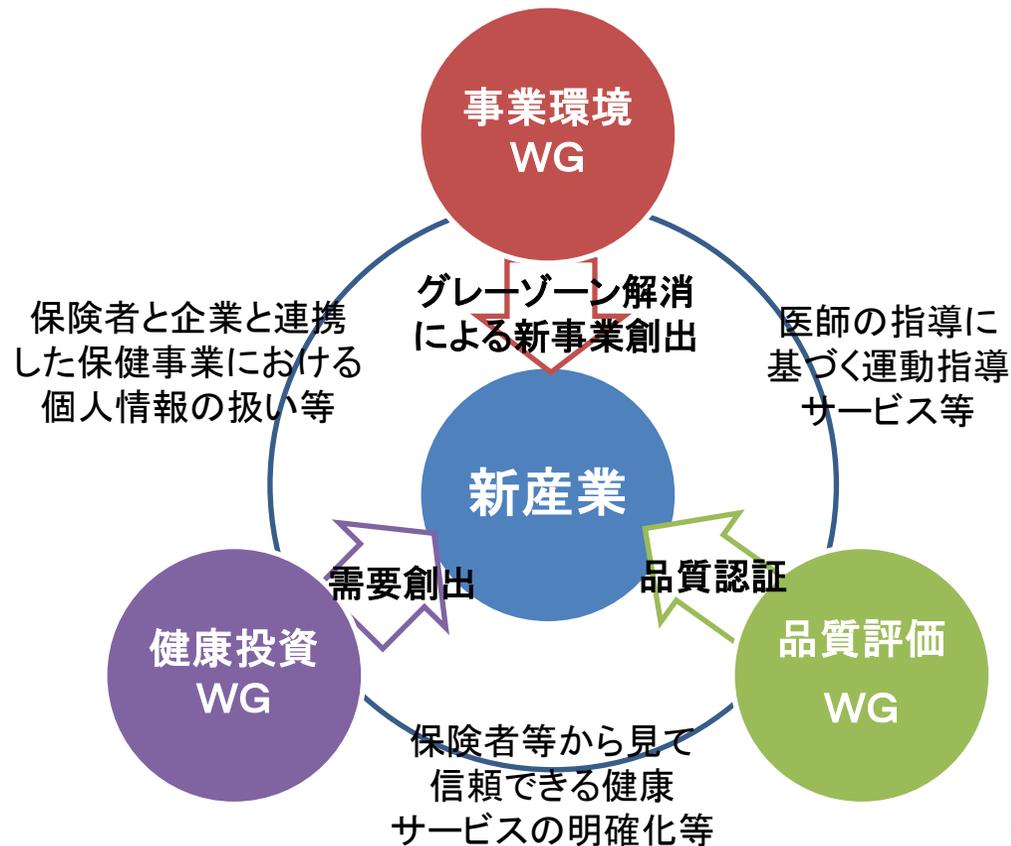
企業、個人等の予防・疾病管理のため  
の健康投資の促進

## ○品質評価WG

（座長：末松誠慶應義塾大学医学部長）

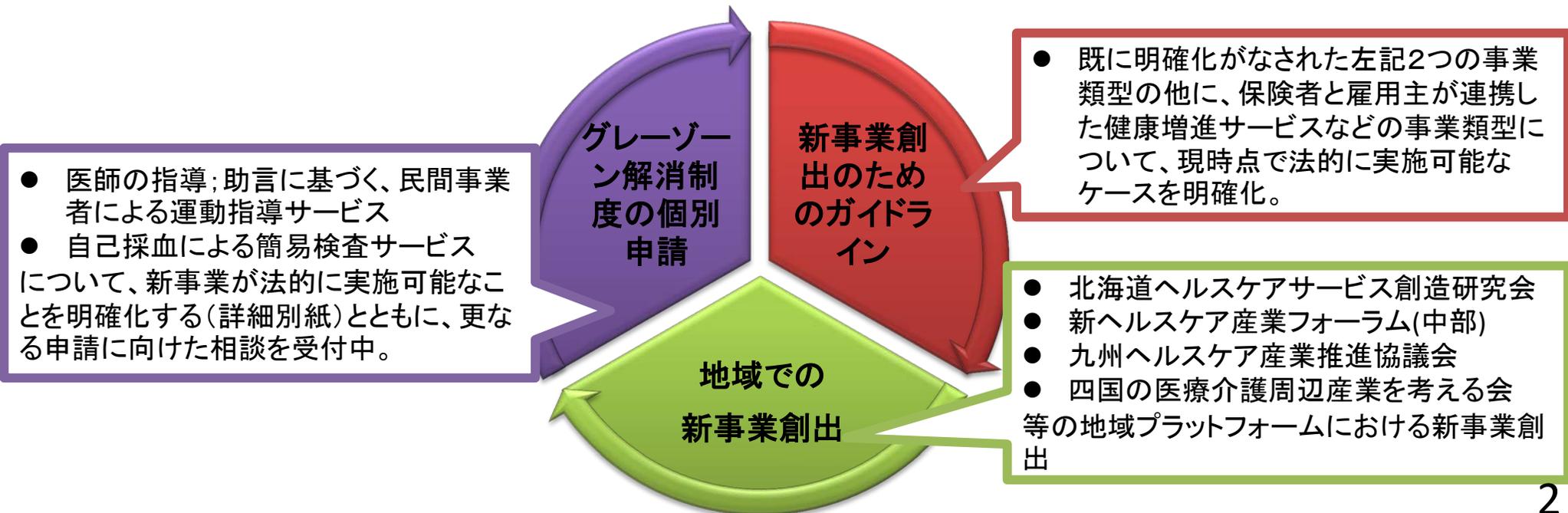
健康関連サービス・製品の品質の見  
える化

（3WGの相乗効果による新産業創出サイクル）



# グレーゾーンの解消と地域での新事業創出(事業環境WG)

- 産業競争力強化法において、個別案件の事業計画に即し、あらかじめ規制の適用の有無を確認できるグレーゾーン解消制度を創設し、**既に2件の新事業が実施可能であることを明確化**。
- また、公的領域である医療・介護分野との関係が深く、事業者のニーズが大きい事業類型については、事業環境WGにおいて様々なニーズを抽出するとともに、厚生労働省と連携して、現時点で法的に実施可能な領域を明確化した、**新事業活動のガイドラインを3月末に策定**。
- さらに、事業環境WGにおいて、既に立ち上がっている各地域のヘルスケア産業プラットフォームと連携し、これらの**新事業創出のための取組みの地域展開**を促すとともに、「医・農商工連携」や地域の金融機関やユーザーである自治体事業との連携、地域人材の活用等を検討する。



# (参考)グレーゾーンの解消により新事業が実施可能となった例

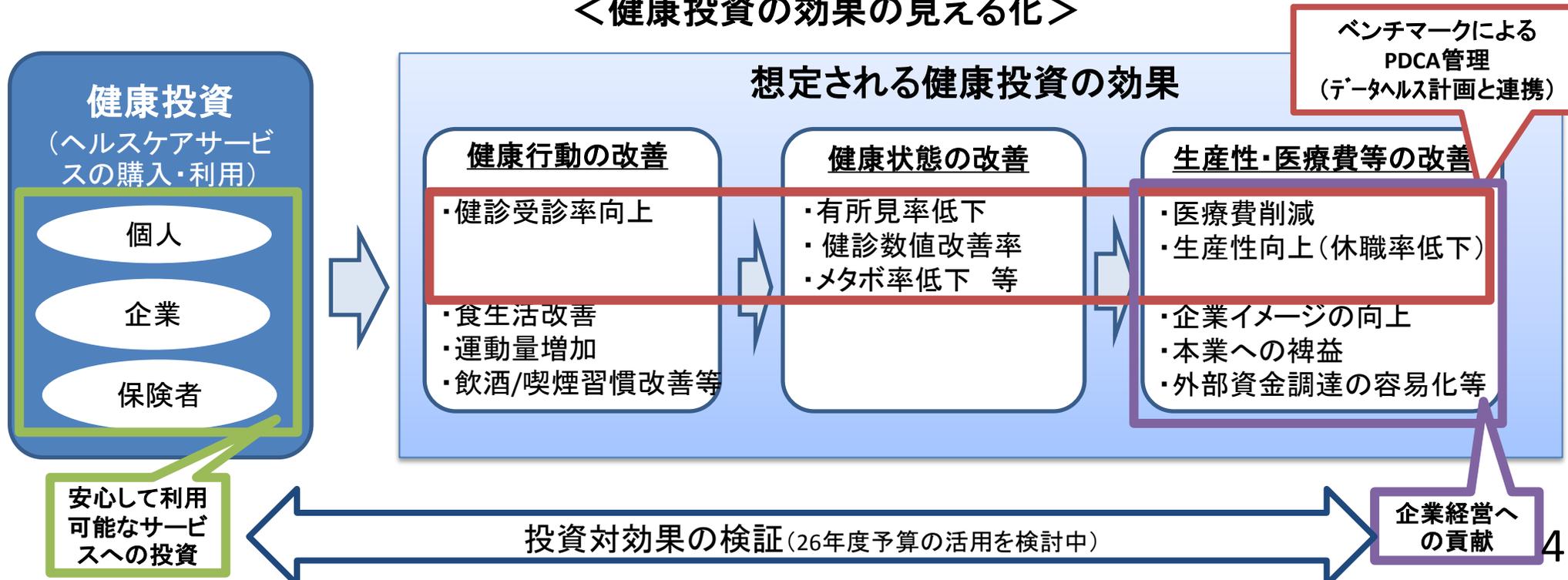
事業名	① 運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導				
申請事業者	フィットネスクラブを運営する企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等
<p><b>【照会内容・結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師の指導・助言を踏まえ、フィットネスクラブにおいて、その職員が運動に関する指導を行う場合、それが医師のみに認められている「医行為」に該当するか否か等を照会。</li> <li>○照会の結果、医師からの指導・助言に従い、ストレッチやマシントレーニングの方法を教えること等の医学的判断及び技術を伴わない範囲内の運動指導を行うことは、「医行為」に該当しないこと等が確認された。</li> </ul> <p><b>【意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療と連携した信頼性の高い民間健康サービスを身近に利用できる環境を整備。</li> <li>○生活習慣病の予防を通じ、健康長寿社会の実現に資する。</li> </ul>					

事業名	② 血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供				
申請事業者	簡易血液検査サービスを行う中小企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等
<p><b>【照会内容・結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が自ら採血した血液について、簡易な検査を行い、利用者に対し、検査結果を通知する場合、利用者が自己採血することや、事業者が血液検査の結果を通知すること等が、それぞれ、医師のみに認められている「医業」に該当するか否か等を照会。</li> <li>○照会の結果、利用者が自己採血することは、「医業」に該当しないことが確認された。また、事業者が、検査結果の事実を通知することに加え、より詳しい検診を受けるよう勧めること等も、「医業」に該当しないこと等が確認された。</li> </ul> <p><b>【意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら健康管理を行う機会を身近に提供。</li> <li>○病気の早期発見を通じ、健康長寿社会の実現に資する。</li> </ul>					

# 企業・個人による健康投資の拡大(健康投資WG)

- 前向きな健康投資は、企業・個人に利益をもたらす。企業経営層が保険者と連携して効果的な取組を進めることは、国民医療費の削減に貢献する。
- 企業が従業員の健康活動を経営問題として捉えてもらうために、経年的変化や同業他社との比較可能な**ベンチマークを設定し、データヘルス計画における評価指標と連携**を図る。また、企業経営層への働きかけを積極的に実施。
- また、このような取組を進めるためには、従業員の健康増進に**努力した企業が社会的に評価され、財政的にも報われるインセンティブ措置を整備**することが重要。こうした取組を通じて、企業・個人の健康投資を拡大し、医療費の抑制につなげていく。

## <健康投資の効果の見える化>



# 消費者が安心して利用できる健康サービスの品質評価（品質評価WG）

- まずは、市場規模が大きく、エビデンスや産業界からのニーズもある、健康運動サービスにおける品質評価の仕組みを構築する。
- 具体的には、健康運動サービスについて、ユーザーから信頼される品質基準の枠組みを策定する。また、その枠組みを使って、実際に品質評価を行っていくためには、個別サービスの認証機関の育成が不可欠。このため、品質基準の枠組みを活用して、学会・業界団体・大学等の第三者が認証機関となり、具体的サービスの品質評価を26年度予算を活用してモデル的に実証する方向で検討中。
- さらに、健康運動サービスに加えて、ユーザーである自治体や保険者等から見てニーズの大きい分野について、関係省庁での検討状況とも連携しながら、品質評価の仕組みを拡充していく。

## <健康運動サービスの品質評価基準の例>

インプット評価	アウトプット評価	アウトカム評価
・施設・設備は安全面で関連法令を遵守しているか、サービスに対する安全面での配慮ができていないか、適切な指導を出来る人材が十分いるか等	・継続的に利用できるサービスか等	・バイタルデータの改善度合い(健康診断結果等)
サービス提供体制の充足度等	サービスの利用・消費により得られる成果等	

## <健康運動サービスの品質評価体制の例>

